

第7回文京区地域福祉推進協議会障害者部会会議録

日時：平成24年1月26日（木）午後1時～午後2時20分

場所：文京シビックセンター3階障害者会館A B会議室

次第：

1 開 会

2 議 題

(1) 意見を聴く場・シンポジウム等の開催結果について

障害者計画改定に対する「当事者等の意見を聴く場の開催結果」（概要） 【資料第1号】

障害者計画シンポジウムの開催結果（概要） 【資料第2号】

障害者計画に関する障害者地域自立支援協議会からの意見について

(2) 地域福祉保健計画「中間のまとめ」に対する意見と区の考え方について

文京区地域福祉保健計画「中間のまとめ」に対する意見と区の考え方 【資料第3号】

(3) 文京区障害者計画（最終案）について

文京区障害者計画（最終案） 【資料第4号】

「中間のまとめ」からの主な変更内容一覧 【参考】

3 その他

出席者：

（障害者部会員）高山直樹、富所由紀子、齊田宗一、佐藤澄子、安達勇二、
亀田美輪、小西慶一、上村榮子、杉崎祐子
椎名障害福祉課長、新名福祉センター所長、渡邊特命担当課長、辻保育課長
野稲教育センター所長、景山教育指導主事、小松予防対策課主査

欠席者：鈴木愛三、丁寧、江澤嘉男、大石恵理子

石原保健衛生部・文京保健所参事、伊藤教育指導課長

傍聴者：3名

I 開 会

高山部会長：開会挨拶

椎名課長：第7回欠席委員紹介、資料確認、会議録説明、今日の流れ。（説明省略）

地域福祉保健を統合的に展開するというので、計画の名称を「文京区地域福祉計画」から「文京区地域福祉保健計画」に改めたことを報告する。

II 議 題 1 意見を聴く場・シンポジウム等の開催結果について

高山部会長：議題（1）「意見を聴く場・シンポジウム等の開催結果について」、「障害者計画改定に対する「当事者等の意見を聴く場の開催結果」（概要）」（資料第1号）、「障害者計画シンポジウムの開催結果（概要）」（資料第2号）について、事務局から説明をお願いしたい。

椎名課長：「障害者計画改定に対する「当事者等の意見を聴く場の開催結果」（概要）」（資料第1号）、「障害者計画シンポジウムの開催結果（概要）」（資料第2号）について説明。（説明省略）

「当事者等の意見を聴く場」は、5月、6月に障害のある当事者の方々のさまざまな意向調査をさせていただいていたが、計画がある程度できてきた段階で当事者の意見を聞こうということで、知的、精神、身体障害、児童部門の4つの部門に分けて、10月～11月にかけて行ったものである。

「障害者計画シンポジウム」は、第一部は「地域生活支援と自己決定」として高山東洋大学

社会部教授の講演、第二部は、パネルディスカッション〈反映させたい 私の意見〉を開催した。日付の平成23年9月は10月の間違いなので訂正いただきたい。

安達委員：本当に、積極的によく意見が出たというのが正直な感想である。意見にもあったように、こういう話す機会はなかなかないので、継続的にやらなければいけないと感じている。

高山部会長：特に精神の方は、定期的、継続的にという意見である。

新名所長：児童では、福祉センターの父母会や特別支援学級の連絡協議会、保育園や育成室を利用している子どもの保護者に参加していただいて、かなり活発な話をいただいた。「心のバリアフリー」を目指すのならば、障害のある子もない子も小さいうちから一緒に過ごす環境が必要で、そのためには特別支援学級を増やし、質を向上してほしいという意見が一番多かった。

齊田委員：私たち障害者団体でも、シンポジウムのような形で4回行ったが、話したり、意見を述べてみたい、またやりたいという障害者が多く、区長との対話よりも、このような多くの人たちにいろいろな意見を聞く会を計画してもらったらいいと私も感じた。

高山部会長：これからは必要と思われる。今回は計画があるからやったけれど、計画が終わるとないというのでは継続性がないので、あとは自立支援協議会の部会などの主催や共催など、いろいろなことがあり得ると思う。

小西委員：個人的には、やったことはすごくよかったが、シンポジウムはあまり時間がなく、フロアからの意見がほとんど聞けず、少し課題が残るところがあり、例えばテーマを絞り込めると、もっといろいろな意見が出たと思う。今まで異なる障害の方たちが一緒にテーブルで話し合う機会がなかったと思うので、お互いの障害を理解するという面でも非常にいいことなので、今後も続けてほしいと思う。

佐藤委員：今、言われたように、聞いている側の意見も大事で、知的障害者はもっと障害が重くて意見を言えない方がたくさんいる。それを代表したお母さんたちも参加できたらよかったのにと感じたので、今後機会があれば、そういう方たちの意見も伺っていただきたいと思う。

椎名課長：今回の意向調査のときには、当事者の方が通常通っている所で、慣れている方が話をするなど、なるべく聞き出せるような環境設定をして、いろいろな工夫をしながら取り組ませていただいた。引き続き工夫しながら意見をいただき、参画してもらうことが重要だと思うので、続けていくことで考えている。

高山部会長：先週、地域自立支援協議会にもこの案を出したが、何か意見はあったか。

椎名課長：障害者自立支援法で、障害者計画を改定する際は地域自立支援協議会の意見を聴くように努めなければならないと改正されたので、地域自立支援協議会に今の検討状況などを諮ったが、この会と重複する委員もかなりいるので、そういう意味では、今回特にプロセス面も含めて、全体としてはおおむね了解という意見だったと思っている。

高山部会長：それぞれの部門で特徴のある意見が出てきているし、おおむね継続する意義があることの確認ができたと思う。身体障害部門では、肢体、聴覚、視覚、内部疾患で、それぞれ独立してやってもらいたいという意見などもある。区も共催になる可能性はあるが、これからそういうものを工夫してやっていくというものはあるか。

椎名課長：いろいろな場面で意見を聞いたり、ざっくばらんな形でやったほうがいいところは、そういう形でやったり、例えば私どもから団体や障害者の方々と、食事をしながら一緒にお話するとか、「知的障害者の明日をつくる会」などは日常的に意見交換をしたいということで行われているが、身体以外では、今回のようなシンポジウム形式のような形で、本当にご本人をメインにした取組はなかなかなかったのかなと思っている。

高山部会長：当事者の力を付けていかないといけない。区とか会がやるより、当事者が何かつくっていくことを、どう支えていくのがすごく大切で、そういう意味では「当事者の会」をつくる気運が高まったかもしれない。特に知的障害は、本人の会がいろいろなところがあり、ピープル・ファースト運動もそうである。身体障害もそういうものがあったりするし、精神もつくれる可能性はあると思う。文京区で当事者の会みたいなものをつくり、そこと皆さんの会や地域自立支援協議会やその部会などと継続的に意見交換ができる形になればいいなというイメージを持ったので、意識していただきたいと思う。

亀田委員：シンポジウムについては、内容が難しそうだったので行かなかったという方がとても多かった。参加したお母さんたちは、特に高山先生の講演を聞いて、障害児を抱えた中での生き方や理念、運動があることを初めて知り、とても感動していた。いろいろ多くの知識を得て、パネリストの話もとても勉強になったが、障害のある子どもにかかりきりで世の中の状況を知らないお母さんたちでも、講演や勉強会などで、いろいろな考え方があり、がっかりしなくても頑張れば生活していけるというような、希望の持てる機会がもっとたくさんあればいいと思った。

新名所長：父母会を通じてチラシを大量に配ったが、確かに若干難しすぎるかなという印象があったので、お母さん方に会うたびに伝えてはいたが、シンポジウムは難しいという先入観があったという気がしているので、その辺は、今後改善したいと思う。

II 議 題 2 地域福祉保健計画「中間のまとめ」に対する意見と区の考え方について

高山部会長：議題（2）「地域福祉保健計画「中間のまとめ」に対する意見と区の考え方について」（資料第3号）について、事務局から説明をお願いしたい。

椎名課長：「文京区地域福祉保健計画「中間のまとめ」に対する意見と区の考え方について」（資料第3号）について説明。（説明省略）

資料第3号は、障害部門だけではなく、全体の意見を載せており、障害に関係のあるところで、パブリックコメントや4回行った区民説明会で出てきた内容を中心に説明させていただく。

佐藤委員：区民説明会の、26ページNo.18で、災害時の飲料水は「人口1か月分の必要量は充足」とあるが、文京区18万人として、一人どれくらい備蓄されているのか。

椎名課長：文京区は、比較的潤沢に、全員の分が1か月用意できると思う。

佐藤委員：No.21で、小学校のプールに水が入っているかどうか、1校ずつ確認したのか。

椎名課長：当然事実が書かれていると考えている。

佐藤委員：入っていないと思われる小学校があるので、確認していただきたい。

椎名課長：再確認させていただく。

II 議 題 3 文京区障害者計画（最終案）について

高山部会長：議題（3）「文京区障害者計画（最終案）」（資料第4号）について、事務局から説明をお願いしたい。

椎名課長：「文京区障害者計画（最終案）」（資料第4号）について説明。（説明省略）

「文京区障害者計画（最終案）」という冊子と、前回からの主な変更点についての資料を見ながら、説明させていただく。今後、参考資料のようなものは付くが、最終的に1冊の冊子として作るため、今回は大体そのイメージに近い状態を出している。

上村委員：前回の障害者計画と読み比べて、全体的にいろいろな意味で改善されて非常に読みやすく、すごくよいと思う。内容も国の動向を見極めながら大変な苦労があったと思うが、24時間相談や就労等の支援体制など、私どもが長い間念願していたことが少しずつ具体化されて計画に載せられていることを非常に評価し、障害者が地域の中で一人一人生活の基盤を広げていける形が少しずつ前進している計画だという全体的な感想である。

高山部会長：56ページの2-1-9「障害者24時間安心相談・サポート事業」について、事務局からもう少し詳しくお聞きしたい。3障害ということよろしいか。

椎名課長：意向調査やヒアリングの中でも出ていたが、特に精神に関しては、いつでも相談できる緊急対応がなく、事業所のスタッフの個人的な相当な頑張りで支えていた。それを高齢者と同様に、システムの24時間365日対応できるものを、3障害でも考えたということである。

佐藤委員：事業の主体は、区か、委託か。

椎名課長：24時間かつ専門的対応が必要なので、専門的な能力のある民間の法人への委託を考えている。そこと区との連携をきちんとすることで、3障害そろった形での連携や、相談以外の、例えば今までなかった精神のショートステイ事業などもセットで行い、より実効性のある事業にしていくような取組をさせていただくということである。

高山部会長：58ページ、2-2-6「障害者虐待防止対策支援事業」だが、法律で障害者虐待防止センターを10月に作らなくてはならないが、具体的にはどこに作るのか。

椎名課長：一部の研修など委託できるが、特に通所や居宅の方の虐待などの本体部分は区で行うことなので、障害福祉課や予防対策課が検討しながら進めていく形になる。雇用の場では、労働基準監督署への通報と役割分担されているが、区としては非常に重要な事業、かつ、権限も持たされた事業で、家庭訪問や個別支援なども実際にやっていくことになる。

高山部会長：ここは、通報がいくというところの拠点になる。先ほどの24時間のところとどう連携するのは、リンクしてくる可能性がある。

椎名課長：当然、リンクしたほうがより効果的な事業になるという考え方である。

上村委員：56ページの2-1-8「基幹相談支援センター」について、具体的にお聞きしたい。

椎名課長：基幹相談支援センターは、平成24年4月から施行の法改正の中で、こういうことが設置できると規定され、3障害の相談を総合的に受け、必須事業として成年後見制度利用支援事

業を行うことになっている。文京区では、現在、成年後見の区長申立ては区で行っており、その他は社会福祉協議会の「あんしんサポート文京」で支援を行ってきた歴史がある。相談体制は地域自立支援協議会でもやっているの、その辺の検討を踏まえながら進めていくということで、具体的に記載しておらず、すぐに設置する考えはない。

佐藤委員：相談支援が大変充実すると思うが、基幹相談支援センターと24時間サポート事業は一本化するのか、リンクするのか、別々の事業になるのか。

椎名課長：基幹相談支援センターをいつの段階でつくるか、それとも違った形がいいのかは、自治体の今までの相談支援の仕方とだいぶ違ってくると思うが、相談支援が1か所というのは分かりやすく、ワンストップ化は追求していかなければいけないので、その辺は24時間対応とうまく連携しながら分かりやすい体制を、今後、示させていただくことになると思う。

佐藤委員：ほかの区など相談に関して、24時間対応で、施設、就職などいろいろなものを抱えながら相談を受けている例がたくさんあるが、文京区はいかがか。

椎名課長：24時間はないと思うが。

佐藤委員：ないのか。24時間があると一番いいが、相談に行くとき迷わないような形にしてほしい。

椎名課長：分かりにくいとどうしようもないので、追求していく。

佐藤委員：脳梗塞を患った高齢者の機能の相談はどこですればいいのか、文京区にそういう施設があるかという相談を受けたが、高齢者の方へ回したということもある。誰でも迷わず、ここなら相談に行けて大丈夫という所をつくるのが大事だと思う。

椎名課長：例えば、障害がある高齢の方などは、地域包括支援センターと24時間相談支援が連携していくなど、これから詰めるのだが、まだまだ充実できていると思う。

椎名課長：先ほどのプールの関係で、現在、水を入れていない所があるようなので、しっかり確認して訂正させていただく。申し訳ない。

高山部会長：相談のところは大事で、地域自立支援協議会の相談支援専門部会や24時間サポート、虐待など、区民の方々に分かりやすいマップなど、何かできるといいと思う。これは、地域自立支援協議会とその部会での宿題になると思うが、何かあるか。

小西委員：障害者の場合、未成年が児童福祉法、青年になると現在は障害者自立支援法、高齢になると介護保険という3本立てで、それ自体が結局ワンストップではないため、介護保険だ、高齢者だと渡り歩くことが結構あるので、新しい支援体制をつくるにあたり、全てそこで賄えるような形にしてほしい。

それと今、文京区の障害者スポーツは、スポーツ協会からも何とかしてくれとプレッシャーをかけられるくらい壊滅的な状況である。区のスポーツセンターなどの講座に参加してもいいはずだが、確か現況はない。その点を他の委員会で質問したところ、それはうちではなく障害福祉課の管轄だという答えが返ってきた。スポーツは障害福祉課の問題ではないし、所管のセンターなどで高齢者も障害者も一般の人もみんな含めて対応して当たり前のはずなので、障害者が参加できる講座があってもよく、その辺が少し心配である。

高山部会長：確かに、障害者スポーツはほとんど触れられていない。何かあるのか。

椎名課長：通常はスポーツ振興課で、障害のある方も普通に一緒に入れるが、一部支援が必要だということも概ね把握していると思う。

小西委員：10月に施設の合同運動会があるからいいだろうという言い方をしたのである。障害者もスポーツセンターを使っていいし、使えなければいけない。結果、スポーツ以外の部分でもそういうことがあるかなと思う。障害者は障害福祉課で、うちは関係ないという感覚はやめてほしい。

高山部会長：その件は、プールの水の件と一緒に調べてほしい。

亀田委員：4-2-7「障害児相談支援事業」で、福祉センターなどでのケアマネジメントは、今までもやっていたのではないか。

新名所長：今回の児童福祉法の改正で、来年度の4月1日から新しくできる制度である。今まで福祉センターで作っていた個別指導計画は、福祉センターの中でどういう指導をしていくかという計画だが、今度の計画は、法律上、通所の支給決定をする前の生活全般を支えていくためのプランを義務付けるものである。

亀田委員：通わない子や、相談だけの子も、対象か。

新名所長：基本は、通所に通う子である。平成24年度の想定は60名だが、その内大体40名が今の福祉センターの児童デイサービスに通う子である。今までやっていたもののプラスアルファで、生活全般を支えるための計画である。

高山部会長：ほかにいかがか。今日が最後ということで、これで確定していく形よろしいか。

椎名課長：若干修正があるかと思うが、それ以外はこれで進めさせていただく。

高山部会長：全体の感想でも結構だが、よろしいか。

(異議なし)

Ⅲ その他

高山部会長：「その他」について、事務局より説明をお願いします。

椎名課長：「今後のスケジュールについて」説明。

今後、この案を行政組織の地域福祉推進本部という会議体で諮り、区議会の第1回定例会での審議を経て、3月末に冊子化されるので、皆さんにもお配りし、また、ホームページなどにも載せる形で進めていく。冊子化される段階では、デザイン的なものなどで、イメージが少し違ってくる部分はあるかもしれない。

Ⅳ 閉会

高山部会長：閉会（議事省略）

～以上～